

産業団地におけるニーズ・適地調査業務委託
公募型プロポーザル方式による募集の公告

次のとおり、公募型プロポーザル方式による提案書の募集を行います。

令和7年4月23日

埼玉県公営企業管理者 板東 博之

記

1 業務の概要

- (1) 委託業務名 産業団地におけるニーズ・適地調査業務委託
- (2) 委託箇所 埼玉県内
- (3) 委託業務内容 産業団地には物流関係施設が多く立地されるが、2024年4月からドライバーの時間外労働の上限規制が適用されたことにより、輸送能力が不足し、従来よりモノが円滑に運べなくなる可能性が懸念されている。このため、立地企業並びに物流事業者は輸送の効率化を一層図ることが想定されることから、より産業団地の適地選定を行っていくものと考えられる。
県企業局としては、上記の状況を踏まえた上でも立地企業並びに物流事業者に選ばれる適地を探る必要があるため、配送物流拠点ニーズの調査等を目的とするもの。
- (4) 履行期限 令和7年12月26日
- (5) 委託予定額 金 22,154,000 円（消費税及び地方消費税相当額含む）
を上限とする。

2 資格要件

- (1) 令和7・8年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量編）
又は令和7・8年度埼玉県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）
に、次のとおり登録されている者であること。
ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。
申請業務〔業務分類（大）〕「建設コンサルタント」
又は
業種「催物、映画、広告、その他の業務」
大分類「その他の業務」

小分類「集計・調査、企画研究、計画策定業務」

- (2) 配置予定技術者（技術管理者）が次のいずれかの資格を保有していること。
- ① 技術士（建設部門又は経営工学部門）
 - ② R C C M（技術士と同じ部門）
- (3) 配置予定技術者（技術管理者）が過去 10 年度間公告日までに以下の実績を有すること。

国内において物流に関する調査又は計画業務を履行した実績を有する

- (4) 公告日以後に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項に該当する者
 - ② 埼玉県公営企業財務規程（昭和 3 9 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 1 2 0 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 参加できる者の形態は単体企業とする。
- (8) その他
- ① 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。
 - ② 公告日以降に埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
 - ③ 最低制限価格相当額
設定する。（技術的最適案提出者決定基準及び低見積価格調査制度実施基準のとおり）
 - ④ 契約保証金
 - ア 落札者は契約金額の 100 分の 1 以上（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。
 - イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（c にあつては、保証金額）と同額とする。
 - a 利付国債
 - b 埼玉県債
 - c 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条の金融機関をいう。）の保証
 - ウ 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

- a 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
 - b 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県公営企業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者
- エ 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
- ⑤ 埼玉県公営企業標準委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して見積に参加すること。

⑥[電子契約を行う場合]

本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

3 一次選定及び二次選定基準

2の要件を満たしている者の中から、次の基準に基づいて選定する。

- (1) 技術提案書の内容
- (2) 参考見積書

4 技術提案を求める具体的テーマ

- (1) 業務の実施方針及び業務工程計画等
- (2) 新たな配送拠点整備
- (3) 高速道路インターチェンジ直結型の適地調査
- (4) モーダルシフトのニーズ・適地調査

5 窓口・問い合わせ先

埼玉県企業局地域整備課 計画・造成担当 佐野、大関

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21

電話 048-830-7132（直通）

FAX 048-825-2920

E-mail a7040-02@pref.saitama.lg.jp

6 手続き

(1) 説明書に対する質問の受付期間及びその回答方法

① 受付期限 令和7年5月8日（木）15時まで

② 受付方法 E-mail にて提出すること。

なお、提出した場合は、「5 窓口・問い合わせ先」の担当者に連絡すること。

③ 回答方法 令和7年5月13日（火）17時までに埼玉県ホームページにおいて、企業名等を伏せて掲載する。

なお、質問に対する回答のすべての内容は、すべての参加者に適用する。また、参加者から質問がない場合でも、埼玉県ホームページを通じて発注者から参加者へお知らせを掲示することがある。

(2) プロポーザル参加意思表明書（参考様式）の提出について

① 提出期限 令和7年5月15日（木）15時まで

② 提出方法 E-mail にて提出すること。

なお、提出した場合は、「5 窓口・問い合わせ先」の担当者に連絡すること。

(3) 技術提案書（様式1号～1号の3及び具体的テーマ(1)～(4)について記述した内容）の提出について

① 提出期限 令和7年5月30日（金）15時まで

② 提出方法 E-mail にて提出すること。

なお、提出した場合は、「5 窓口・問い合わせ先」の担当者に連絡すること。

③ その他 当該業務に係る参考見積内訳書を併せて提出すること。

なお、添付可能なファイルの容量は合計で10MB以内である。

やむを得ず10MBを超える場合は、「5 窓口・問い合わせ先」の担当者に連絡すること。

7 技術提案書提出後の予定

(1) 一次選定の有無 有

ただし、資格要件を満たす者が数者程度の場合は、一次選定を実施しない。

(2) プレゼンテーション予定日（一次選定を実施しない場合）

令和7年6月4日（水）

プレゼンテーションの際、技術提案書を提出した者へのヒアリングも実施する。

8 その他

詳細は説明書による。